

試験問題（解答時間50分）（100点）

V. 消費税法

問1

次に掲げる取引について、課税取引に該当するものには「課」、非課税取引に該当するものには「非」、税外取引に該当するものには「外」を選択しなさい。（計12点）

- (1) 法人が銀行預金の利息を収受した場合
- (2) 法人が一般消費者に対し住宅を1月以上貸し付けた場合
- (3) 法人が土地を5日間賃貸し、その賃貸料を収受した場合
- (4) 法人が所有する株式に対する配当金を収受した場合
- (5) 法人が非上場株式を譲渡した場合
- (6) 法人が当初事務所として契約し賃貸していた建物を、契約変更して社宅として賃貸したことにより契約変更後に賃貸料を収受した場合

問2

次の法人（個別対応方式を採用している。）における取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、解答欄にT K C「消費税課税区分基準書」に基づき課税区分を選択しなさい。

解答にあたっては、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用はないものとする。

なお、課税仕入れに該当するものは適格請求書発行事業者からの仕入れであるものとし、課税区分は0、5、6、7、8、11、12、51、55以外を使用しないこととする。（計12点）

（不動産業）

- (1) 店舗としてのみ貸し付けるための建物を購入した。
- (2) 店舗兼住宅として貸し付けるための建物の建築費（すべて課税仕入れに該当する。）を支出した。
- (3) 販売用の土地の造成費を支出した。
- (4) 近隣の神社に清酒を購入して奉納した。
- (5) 従業員の福利厚生目的で借り上げた保養所施設の借上料を支出した。（使用料を徴収する。）
- (6) 従業員の慰安目的で国内旅行費用を支出した。

課税区分一覧

	課税区分	内 容
売上げ	11	課税売上げに係る対価の返還
	12	課税売上げに係る貸倒れ
仕入れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	55	輸入課税仕入れ（課税売上げにのみ要するもの）
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	0	不課税取引（税外取引）

問3

次の文中の から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

(計18点)

- (1) 適格請求書発行事業者は、課税事業者である仕入側の事業者の求めに応じて、 を交付する義務がある。小売業、飲食店業など不特定かつ多数の者を相手に取引を行っている事業者は、 に代えて を交付することができる。
また、売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者は、売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、 を交付する義務がある。
- (2) 適格請求書発行事業者は、(1)の書類の写しをその の属する課税期間の末日の翌日から を経過した日から、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならない。
- (3) 次の取引は、 の交付義務が免除される。
- ① 税込価額 未満の公共交通機関による旅客の運送
 - ② 税込価額 未満の自動販売機及び自動サービス機における商品の販売等
 - ③ のみを対価とする郵便・貨物の輸送（郵便ポストに差し出されたものに限る。）
- (4) 次の取引は、 の交付義務が免除される。
- ① 上記(3)の課税資産の譲渡等を行う場合
 - ② 売上げに係る対価の返還等の税込価額が 未満である場合

- | | | | |
|------------|------------------|-----------|------------|
| 1. 適格簡易請求書 | 2. 帳簿の写し | 3. 適格請求書 | 4. 適格返還請求書 |
| 5. 受領した日 | 6. 課税資産の譲渡等を行った日 | 7. 交付した日 | |
| 8. 1月 | 9. 2月 | 10. 3月 | 11. 6月 |
| 12. 5年間 | 13. 7年間 | 14. 1万円 | 15. 2万円 |
| 16. 3万円 | 17. 物品切手等 | 18. 郵便切手類 | |

問4

次のそれぞれの場合において提出すべき届出書名を、解答欄の選択肢の中から選びなさい。
ただし、適格請求書発行事業者の登録は受けていないものとする。 (計12点)

- (1) 開業以来、課税事業者であった法人が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき
- (2) 課税事業者である個人事業者が死亡したとき
- (3) 新たに設立された株式会社のその設立の日の資本金の額が2,000万円であるとき
- (4) 課税事業者である法人が合併により消滅したとき
- (5) 課税事業者が、事業を廃止したとき
- (6) 開業以来、免税事業者であった個人事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書2. 消費税の新設法人に該当する旨の届出書3. 消費税課税事業者選択届出書4. 個人事業者の死亡届出書5. 合併による法人の消滅届出書6. 消費税課税事業者届出書7. 事業廃止届出書8. 消費税課税事業者選択不適用届出書 |
|--|

問5

次の各設問の場合の納税義務の有無を、その計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して判定しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。 (計12点)

- (1) 設問中の消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (2) 設問中の売上高は、すべて国内において行われたものであり、軽減税率の対象となる売上げ、非課税売上げ及び輸出免税売上げに係るものはない。
- (3) 特定期間における課税売上高による判定において、給与等の金額を考慮する必要はない。
- (4) 設問中の事業者は、消費税課税事業者選択届出書の提出はなく、適格請求書発行事業者の登録を受けていないものとする。

〔設問1〕

1年決算法人の前々事業年度（自X1年4月1日 至X2年3月31日）における売上高が11,000,000円であり、前事業年度（自X2年4月1日 至X3年3月31日）における売上高が12,500,000円（うち4月1日から9月30日までの期間に係るもの6,534,000円）である場合の当事業年度（自X3年4月1日 至X4年3月31日）の納税義務の有無の判定

なお、前々事業年度及び前事業年度においては課税事業者であった。

〔設問2〕

個人事業者の前々年（自X1年1月1日 至X1年12月31日）における売上高が5,000,000円であり、前年（自X2年1月1日 至X2年12月31日）における売上高が20,120,000円（うち1月1日から6月30日までの期間に係るもの10,060,000円）である場合の当年（自X3年1月1日 至X3年12月31日）の納税義務の有無の判定

なお、前々年の8月1日に新たに事業を開始しており、それ以前に事業を行っていた事実はない。

〔設問1〕

計 算 過 程
<p>(1) 原則</p> $\boxed{} \text{円} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{A} \text{円} \boxed{B} \boxed{} \text{円}$ <p style="margin-left: 40px;">適格請求書発行事業者に該当しない</p> <p>(2) 特例（特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例）</p> <p>① 特定期間 \boxed{C}</p> <p>② 課税売上高</p> $\boxed{} \text{円} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{D} \text{円} \boxed{B} \boxed{} \text{円} \quad \therefore \text{納税義務} \boxed{E}$

〔設問2〕

計 算 過 程
<p>(1) 原則</p> $\boxed{F} \text{円} \boxed{} \boxed{} \text{円}$ <p style="margin-left: 40px;">適格請求書発行事業者に該当しない</p> <p>(2) 特例（特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例）</p> <p>① 特定期間 X2年1月1日～X2年6月30日</p> <p>② 課税売上高</p> $\boxed{G} \text{円} \boxed{} \boxed{} \text{円} \quad \therefore \text{納税義務} \boxed{H}$

※解答欄の選択肢は省略しています

問6

次の〈資料〉により、R6年4月1日からR7年3月31日の事業年度におけるA法人の控除対象仕入税額を計算過程を示して求め から に数値を入力しなさい。

なお、仕入税額は割戻し計算により行うものとし、特に記載のあるものを除き、課税仕入れは適格請求書発行事業者からの仕入れに係るものとする。

また、軽減税率の対象となる取引はないものとする。 (計6点)

〈資料〉

- (1) 国内における税込商品仕入高 27,715,000円
このうち715,000円は、免税事業者から仕入れた商品に係るものである。
なお、免税事業者からの仕入れについては、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置を適用して計算しなさい。
- (2) 輸入仕入高 11,400,480円
このうち、輸入の際に税関に納付した消費税額及び地方消費税額は852,500円（このうち消費税額は665,000円である。）である。
- (3) 課税売上割合 = 96%
- (4) 当課税期間における課税売上高は5億円以下である。

計 算 過 程
<p>[控除対象仕入税額]</p> <p>(1) 課税仕入れ等の税額</p> <p>① 課税仕入れに係る消費税額</p> <p>(イ) $(\text{ } \square \text{ 円} - \text{ } \square \text{ 円}) \times \frac{\text{ } \square}{\text{ } \square} = \text{ } \square \text{ A } \text{ 円}$</p> <p>(ロ) $\text{ } \square \text{ 円} \times \frac{\text{ } \square}{\text{ } \square} \times \text{ } \square = \text{ } \square \text{ B } \text{ 円}$</p> <p>(ハ) $(イ) + (ロ) = \text{ } \square \text{ 円}$</p> <p>② 課税貨物に係る消費税額</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="text" value="C"/> 円</p> <p>③ $① + ② = \text{ } \square \text{ 円}$</p> <p>(2) 仕入れに係る消費税額</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="text" value=""/> 円</p>

問7

次の設問において、課税売上割合を計算過程を示して計算（課税売上割合が95%以上の場合には、課税売上高5億円判定を行うこと。）し、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、、、については解答欄の選択肢の中から選びなさい。

解答にあたっては、次の事項を前提とすること。

- ① 継続して1年決算である法人とする。
- ② 課税売上割合は、小数点以下2位未満を切り捨てること。
- ③ 軽減税率の対象となるものはないものとする。

(計11点)

(1) 課税標準額（端数処理前）	45,495,200円
(2) (1)の課税商品の売上げに係る売上値引（税込み）	1,424,500円
(3) 課税商品の輸出売上高	5,799,800円
(4) 銀行預金の利息	1,200円
(5) 土地の売却収入	13,500,000円
(6) 非上場株式の売却収入	10,000,000円
(7) 営業用車両の購入時に資産計上していたリサイクル預託金を減算処理した金額	16,000円

当該車両を売却したことに伴い処理したものであり、当該車両本体の売却収入は上記(1)に含まれている。

計 算 過 程
<p>[1] 課税売上割合</p> <p>(1) 課税売上額（税抜き）</p> <p>① <input type="text" value="A"/>円</p> <p>② <input type="text"/>円 × <math>\frac{\text{<input type="text"/>}}{\text{<input type="text"/>}}</math> = <input type="text" value="B"/>円</p> <p>③ ① - ② = <input type="text"/>円</p> <p>(2) 免税売上額</p> <p><input type="text" value="C"/>円</p> <p>(3) 課税資産の譲渡等の対価の額</p> <p>(1) + (2) = <input type="text"/>円</p> <p>(4) 非課税売上額</p> <p><input type="text"/>円 + <input type="text" value="D"/>円 + <input type="text" value="E"/> + <input type="text" value="F"/> = <input type="text"/>円</p> <p>(5) 資産の譲渡等の対価の額</p> <p>(3) + (4) = <input type="text"/>円</p> <p>(6) 課税売上割合</p> <p><math>\frac{(3)}{(5)} = \frac{\text{<input type="text"/>}}{\text{<input type="text" value="G"/>}} = \text{<input type="text"/>} \%</math></p>

※解答欄の選択肢は省略しています

問8

次の〈資料〉により、簡易課税制度を選択している甲株式会社の控除対象仕入税額の計算における売上割合及びみなし仕入率の組合せを計算過程を示して求め、このうち最も有利なみなし仕入率を示しなさい。(計17点)

		損益計算書		(単位：円)	
仕入高	29,520,000	売上高	33,000,000		
給与手当	9,840,000	加工収入	31,900,000		
その他経費	5,520,000	その他収入	1,100,000		

〈資料〉

- (1) 業種 家具の製造業
- (2) 基準期間における課税売上高は30,000,000円（税抜き）であり、当課税期間は簡易課税制度が適用される。
- (3) 消費税及び地方消費税の会計処理は税込経理によっている。
- (4) 「売上高」は、いずれも製造した家具の売上高であるが、その内訳は次のとおりである。
 - ① 他の事業者に対する売上高 19,440,000円
 - ② 消費者に対する売上高 13,560,000円
- (5) 「加工収入」は、元請会社より原材料の無償支給を受けて組立加工を行ったことにより收受したものである。
- (6) 「その他収入」は、駐車場を賃貸したことにより收受したものである。

<次ページへ続く>

<問8の続き>

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 売上割合	
① 事業区別の課税売上高（税抜き）の明細	
(イ) 第三種事業A	
$(\text{ } + \text{ }) \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ I }$	
(ロ) 第Ⅱ種事業B	
$\text{ } \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ }$	
(ハ) 第Ⅲ種事業C	
$1,100,000 \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ }$	
(ニ) 合計額D	
(イ)+(ロ)+(ハ) = 	
② ①の事業区別の課税売上高に係る消費税額の明細	
(イ) 第三種事業 a	
$(\text{ } + \text{ }) \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ }$	
(ロ) 第Ⅳ種事業 b	
$\text{ IV } \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ }$	
(ハ) 第Ⅴ種事業 c	
$1,100,000 \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ V }$	
(ニ) 合計額 d	
(イ)+(ロ)+(ハ) = 	
(2) みなし仕入率	
組合せ	
① 原則 $\frac{a \times \text{ VI } \% + b \times \text{ } \% + c \times \text{ } \%}{d} = \frac{\text{ VII }}{\text{ }} (\text{ })$	
② 特例 $\frac{A+B}{D} \text{ VIII IX } \% \frac{a \times \text{ } \% + (\text{ }) \times \text{ X } \%}{d} = \frac{\text{ XI }}{\text{ }} (\text{ })$	
③ ② $\text{ } $ ① $\therefore \text{ } $ が有利	

【令和6年度巡回監査士補試験】消費税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	(1)	非
第1問	(2)	非
第1問	(3)	課
第1問	(4)	外
第1問	(5)	非
第1問	(6)	非
第2問	(1)	5
第2問	(2)	7
第2問	(3)	6
第2問	(4)	7
第2問	(5)	5
第2問	(6)	7
第3問	A	3. 適格請求書
第3問	B	1. 適格簡易請求書
第3問	C	4. 適格返還請求書
第3問	D	7. 交付した日
第3問	E	9. 2月
第3問	F	13. 7年間
第3問	G	16. 3万円
第3問	H	18. 郵便切手類
第3問	I	14. 1万円
第4問	(1)	1. 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
第4問	(2)	4. 個人事業者の死亡届出書
第4問	(3)	2. 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
第4問	(4)	5. 合併による法人の消滅届出書
第4問	(5)	7. 事業廃止届出書
第4問	(6)	6. 消費税課税事業者届出書
第5問	A	10,000,000
第5問	B	≤
第5問	C	④X2年4月1日～X2年9月30日
第5問	D	5,940,000
第5問	E	なし
第5問	F	5,000,000
第5問	G	10,060,000
第5問	H	あり
第6問	A	1,914,545
第6問	B	40,560
第6問	C	665,000
第7問	A	45,495,200
第7問	B	1,295,000
第7問	C	5,799,800
第7問	D	13,500,000
第7問	E	10,000,000 × 5%
第7問	F	16,000 × 5%
第7問	G	64,002,000
第8問	I	30,000,000
第8問	II	四
第8問	III	六
第8問	IV	31,900,000
第8問	V	78,000
第8問	VI	70
第8問	VII	3,026,400
第8問	VIII	≥
第8問	IX	75
第8問	X	60
第8問	XI	3,042,000